

[事案 2024-312] 契約解除取消請求

・令和8年3月24日 和解成立

<事案の概要>

重大事由に該当するものであるとして、契約が解除され、通院給付金が支払われなかったことを不服として、重大事由解除の取消しと通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年10月の4日間、扁桃炎により通院したため、令和2年6月に契約した終身医療保険にもとづき通院給付金を請求したところ、約款に定める重大事由に該当するとして契約を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、重大事由解除を取り消し、通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約以外に加入している生命保険は4件だけであり、うち2件は終身保険ではないので、重大事由に該当しない。
- (2) 本契約の見直しにより給付金額を減額し、保険会社からの過去の医療照会に応じたこともある。重大事由に該当するのであれば保険会社はその旨を指摘する機会があったはずであるのに、今さら重大事由解除を行うのは不当である。
- (3) 給付金請求に係る通院は、医師の指示どおり通院しただけであり、通院の事実は大学病院やクリニックに確認すれば明らかである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、様々な疾病により頻繁に入院・手術・通院を繰り返して給付金を請求しており、保険会社は申立人に対し、入院給付金および入院一時給付金合計約350万円、手術給付金合計約600万円、通院給付金合計約150万円を支払っている。他社との保険契約を考慮すると入院給付金合計約800万円、手術給付金合計約1300万円、通院給付金合計約300万円がそれぞれ支払われているものと考えられる。
- (2) 一部の疾病は、その性質上責任開始前から存在したと推認され、任意の時期に手術できた。申立人は、症状を自覚して保険に加入し、任意の時期に保険事故を発生させて給付金請求をしたことは不正請求である。
- (3) 申立人の契約件数は、申立人の年齢・年収の条件が一致する世帯の保険加入件数の平均値を大幅に上回り、契約数としては異常な数であり、これほどの件数を契約する合理的な理由は一切存在せず、また入院給付金日額合計は5万円と著しく過大であり、極めて不自然な加入状況となっている。
- (4) 申立人は、保険会社が入院日額2万円の保険契約を引き受ける際、契約が成立したら他社の保険は解約する旨回答したが、解約しないまま契約を継続した。これは信義則違反である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、生命保険契約の加入状況、申立人の医療歴等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の保険料の額と保障内容、申立人の医療経過等を併せ考えると、申立人が多額の給付金を得る目的で重複契約をし、給付金請求をしたと認めることは容易ではない。
- (2) 病院は、申立人が両側口蓋扁桃摘出術を受けた後、術後3週間は出血リスクがあるため安静が必要である旨の診断をしており、軽微な手術ではなかったことがうかがわれ、3週間の安静後に術後の回復状況を確認するために複数回通院を行うことは不自然ではない。